

神津島村就学援助費支給要綱

平成 24 年 4 月 1 日

神津島村立小中学校に在学する児童・生徒で、当該年度において経済的理由等により就学にかかる経費補助の必要性が認められる保護者に対して、適正な就学ができるよう支援するため、この要綱を定める。

補助対象の範囲

(要保護対象者)

第 1 条 生活保護に認定されている児童生徒がいる家庭

(準要保護対象者)

第 2 条 生活保護に準じ、教育委員会が家庭の状況により支給の必要性があると判断した家庭。但し、下記の条件を判断の基準とする。

(1) 前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- (ア) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止
- (イ) 地方税法第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
- (ウ) 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
- (エ) 地方税法第 72 条の 62 に基づく個人の事業税の減免
- (オ) 地方税法第 367 条に基づく固定資産税の減免
- (カ) 国民年金法第 89 条および第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免
- (キ) 国民健康保険法第 77 条に基づく保険料の減免または徴収の猶予
- (ク) 児童扶養手当法第 4 条に基づく児童扶養手当の支給
- (ケ) 生活福祉資金の貸付け

(2) (1)以外の者で、

- (ア) 失業者就労事業紹介対象者手帳を有する日雇求職者又は職業安定所登録日雇求職者
- (イ) その他生活に困窮していると認められる者

(補助対象項目)

第 3 条 小中学校 1 年生を除く学用品費・通学用品費、及び新入学小中学校児童生徒学用品費・通学用品費として、毎年度、定める金額。

但し、生活保護法第 13 条の規定による教育扶助が行われている者及び同法第 12 条の規定による生活扶助が行われている者については対象外とする。

(申請)

第 4 条 就学援助費の支給を受けようとする保護者は、就学援助費受給申請書を教育委員会へ提出しなければならない。

(認定)

第 5 条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、その内容を審議し、認定又は不認定の決定を行う。

認定を行うために必要があるときは関係機関や民生委員に対して助言を求めることができる。

(付則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。